

株式等の振替に関する業務規程の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程（平成20年8月15日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>第167条 削除</p> <p>（加入者による配当金振込指定の取次ぎの請求）</p> <p>第168条 加入者は、金融機関預金口座への振込みの方法により配当金を受領しようとする場合（当該加入者が登録株式質権者として質権株式に係る配当金を受領しようとする場合を除く。）には、その直近上位機関に対し、振替株式の発行者に対する配当金振込指定（会社法第457条第1項の場所として、加入者が金融機関預金口座を発行者に対して指定することをいう。以下同じ。）の取次ぎを請求することができる。</p>	<p><u>（発行者によるゆうちょ銀行の口座の指定可否に係る届出）</u></p> <p>第167条 振替株式の発行者は、株主が株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座を配当金の振込先として指定することを認めるものとしたときは、速やかに、機構に対し、規則で定めるところにより、その旨及び変更日を届け出なければならない。</p> <p>2 機構は、振替株式の発行者から前項の届出を受けたときは、規則で定めるところにより、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、その旨を通知する。</p> <p>3 前2項の規定は、振替株式の発行者が、株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座を配当金の振込先として指定することを認めないものとした場合について準用する。</p> <p>（加入者による配当金振込指定の取次ぎの請求）</p> <p>第168条 加入者は、金融機関預金口座又は株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座（振替株式の発行者が、株主が株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座を配当金の振込先として指定することを認めている場合に限る。）への振込みの方法により配当金を受領しようとする場合（当該加入者が登録株式質権者として質権株式に係る配当金を受領しようとする場合を除く。）には、その直近上位機関に対し、振替株式の発行者に対する配当金振込指定（会社法第457条第1項の場所として、加入者が金融機関預金口座又は株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座を発行者に対して指定することをいう。以下同じ。）</p>

2 (略)

3 第1項の配当金振込指定の取次ぎの請求をする加入者は、当該請求において、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) (略)

(2) 配当金振込指定の単純取次ぎ(次号又は第4号に該当する場合以外の配当金振込指定の取次ぎをいう。以下同じ。)を請求するときは、配当金振込指定の対象となる振替株式の銘柄及び配当金の振込先の口座(以下この節において「振込先口座」という。)として指定する金融機関預金口座に関する規則で定める事項

(3)・(4) (略)

4～15 (略)

#### 第285条の72 削除

の取次ぎを請求することができる。

2 (略)

3 第1項の配当金振込指定の取次ぎの請求をする加入者は、当該請求において、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) (略)

(2) 配当金振込指定の単純取次ぎ(次号又は第4号に該当する場合以外の配当金振込指定の取次ぎをいう。以下同じ。)を請求するときは、配当金振込指定の対象となる振替株式の銘柄及び配当金の振込先の口座(以下この節において「振込先口座」という。)として指定する金融機関預金口座又は株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座に関する規則で定める事項

(3)・(4) (略)

4～15 (略)

(発行者によるゆうちょ銀行の口座の指定可否に係る届出)

第285条の72 振替受益権の発行者は、受益者が株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座を分配金の振込先として指定することを認めるものとしたときは、速やかに、機構に対し、規則で定めるところにより、その旨及び変更日を届け出なければならない。

2 機構は、振替受益権の発行者から前項の届出を受けたときは、規則で定めるところにより、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、その旨を通知する。

3 前2項の規定は、振替受益権の発行者が、株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座を分配金の振込先として指定することを認めないものとした場合について準用する。

(加入者による分配金振込指定の取次ぎの請求)

第285条の73 加入者は、金融機関預金口座への振込みの方法により分配金を受領しようとする場合には、その直近上位機関に対し、振替受益権の発行者に対する分配金振込指定（加入者が金融機関預金口座を発行者に対して指定することをいう。以下同じ。）の取次ぎを請求することができる。

2 (略)

3 第1項の分配金振込指定の取次ぎの請求をする加入者は、当該請求において、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) (略)

(2) 分配金振込指定の単純取次ぎ（次号又は第4号に該当する場合以外の分配金振込指定の取次ぎをいう。以下同じ。）を請求するときは、分配金振込指定の対象となる振替受益権の銘柄及び分配金の振込先の口座（以下この節において「振込先口座」という。）として指定する金融機関預金口座に関する規則で定める事項

(3) ・ (4) (略)

4～15 (略)

(加入者による分配金振込指定の取次ぎの請求)

第285条の73 加入者は、金融機関預金口座又は株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座（振替受益権の発行者が、受益者が株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座を分配金の振込先として指定することを認めている場合に限る。）への振込みの方法により分配金を受領しようとする場合には、その直近上位機関に対し、振替受益権の発行者に対する分配金振込指定（加入者が金融機関預金口座又は株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座を発行者に対して指定することをいう。以下同じ。）の取次ぎを請求することができる。

2 (略)

3 第1項の分配金振込指定の取次ぎの請求をする加入者は、当該請求において、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) (略)

(2) 分配金振込指定の単純取次ぎ（次号又は第4号に該当する場合以外の分配金振込指定の取次ぎをいう。以下同じ。）を請求するときは、分配金振込指定の対象となる振替受益権の銘柄及び分配金の振込先の口座（以下この節において「振込先口座」という。）として指定する金融機関預金口座又は株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座に関する規則で定める事項

(3) ・ (4) (略)

4～15 (略)

## 2. 附 則

この改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程施行規則（平成20年8月15日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>第229条 削除</p> <p>（配当金振込指定の取次ぎ事項）</p> <p>第230条 規程第168条第3項第2号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>（1） <u>次号以外の場合</u> 次に掲げる事項</p> <p>イ 振込先口座に係る金融機関の名称、店名、預金種別及び口座番号</p> <p>ロ 振込先口座の口座名義人の氏名又は名称</p> <p>ハ その他機構が定める事項</p> <p>（2） <u>振込先口座が株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座であって、前号に定める事項以外の事項による振込先口座の指定を口座管理機関が認める場合</u> 次に掲げる事項</p> <p>イ 通帳記号</p> <p>ロ 通帳番号</p> <p>ハ 通帳名義人の氏名又は名称</p> <p>ニ その他機構が定める事項</p> <p>2～8 （略）</p>	<p><u>（株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座の利用可否に係る届出の方法）</u></p> <p>第229条 規程第167条第1項の届出は、書面又はTarget保振サイト接続により行わなければならない。</p> <p><u>2 規程第167条第2項の通知は、Target保振サイト接続により行う。</u></p> <p>（配当金振込指定の取次ぎ事項）</p> <p>第230条 規程第168条第3項第2号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>（1） <u>振込先口座が金融機関預金口座である場合</u> 次に掲げる事項</p> <p>イ 振込先口座に係る金融機関の名称、店名、預金種別及び口座番号</p> <p>ロ 振込先口座の口座名義人の氏名又は名称</p> <p>ハ その他機構が定める事項</p> <p>（2） <u>振込先口座が株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座である場合</u> 次に掲げる事項</p> <p>イ 通帳記号</p> <p>ロ 通帳番号</p> <p>ハ 通帳名義人の氏名又は名称</p> <p>ニ その他機構が定める事項</p> <p>2～8 （略）</p>

(振替新株予約権の新株予約権行使の取次ぎに係る通知事項)

第 344 条 規程第 265 条第 4 項及び第 7 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) ~ (6) (略)

(7) 端数金銭の振込先の金融機関預金口座に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

(8) (略)

2 規程第 265 条第 8 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) ~ (4) (略)

(5) 端数金銭の振込先の金融機関預金口座に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

(6) (略)

第357条の88 削除

(分配金振込指定の取次ぎ事項)

第 357 条の 89 規程第 285 条の 73 第 3 項第 2 号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

(1) 次号以外の場合 次に掲げる事項

イ 振込先口座に係る金融機関の名称、店名、預金種別及び口座番号

(振替新株予約権の新株予約権行使の取次ぎに係る通知事項)

第 344 条 規程第 265 条第 4 項及び第 7 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) ~ (6) (略)

(7) 端数金銭の振込先の金融機関口座に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

(8) (略)

2 規程第 265 条第 8 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) ~ (4) (略)

(5) 端数金銭の振込先の金融機関口座に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

(6) (略)

(株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座の利用可否に係る届出の方法)

第 357 条の 88 規程第 285 条の 72 第 1 項の届出は、書面又は Target 保振サイト接続により行わなければならない。

2 規程第 285 条の 72 第 2 項の通知は、Target 保振サイト接続により行う。

(分配金振込指定の取次ぎ事項)

第 357 条の 89 規程第 285 条の 73 第 3 項第 2 号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

(1) 振込先口座が金融機関預金口座である場合 次に掲げる事項

イ 振込先口座に係る金融機関の名称、店名、預金種別及び口座番号

<p>ロ 振込先口座の口座名義人の氏名又は名称</p> <p>ハ その他機構が定める事項</p> <p>(2) <u>振込先口座が株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座であって、前号に定める事項以外の事項による振込先口座の指定を口座管理機関が認める場合</u> 次に掲げる事項</p> <p>イ 通帳記号</p> <p>ロ 通帳番号</p> <p>ハ 通帳名義人の氏名又は名称</p> <p>ニ その他機構が定める事項</p> <p>2～8 (略)</p>	<p>ロ 振込先口座の口座名義人の氏名又は名称</p> <p>ハ その他機構が定める事項</p> <p>(2) <u>振込先口座が株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座である場合</u> 次に掲げる事項</p> <p>イ 通帳記号</p> <p>ロ 通帳番号</p> <p>ハ 通帳名義人の氏名又は名称</p> <p>ニ その他機構が定める事項</p> <p>2～8 (略)</p>
---	--

## 2. 附 則

この改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

以 上